

利根町教育委員会定例会会議録

令和5年3月29日 午後2時37分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐藤 忠信 君
委 員	石井 豊 君
委 員	巻島 久 君
委 員	川上 有香 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	中村 寛之 君
指導課長	丹 晴 幸 君
生涯学習課長	桜井 保夫 君
学校教育課長補佐	久野 俊秀 君
生涯学習課長補佐	古山 栄一 君
学校教育課主任	眞 仲 幸 穂 君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和5年3月29日（水曜日）

午後2時37分開会

- 日程第1 報告第3号 教育委員会職員人事異動の内示について
報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和5年2月分）
- 日程第2 議案第10号 利根町立学校管理規則の一部改正について
議案第11号 利根町立小中学校の指定学校変更及び区域外就学取扱要綱の全部改正について
議案第12号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の一部改正について

- 議案第 13 号 利根町コミュニティ・スクール指導員設置に関する規則の制定
について
- 議案第 14 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一
部改正について
- 議案第 15 号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担
相当額補助金交付規則を廃止する規則について
- 議案第 16 号 利根町学校給食費条例施行規則の一部改正について
- 議案第 17 号 利根町学校給食費条例施行規則等の一部改正について
- 議案第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱及び利根町
社会教育主事の資格認定要綱の一部改正について
- 議案第 19 号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正について
- 議案第 20 号 利根町教育委員会が管理する個人情報の保護等に関する規則の
制定について
- 議案第 21 号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正について
- 議案第 22 号 利根町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部改正について
- 議案第 23 号 利根町立柳田国男記念公苑の設置及び管理に関する条例施行規
則の一部改正について
- 議案第 24 号 利根町図書館管理運営規則の一部改正について
- 議案第 25 号 利根町立小中学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- 議案第 26 号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則
の制定について
- 議案第 27 号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱を廃止する告示につい
て
- 議案第 28 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 29 号 利根町立小学校廃止・設置届の提出について

日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 3 号 教育委員会職員人事異動の内示について
報告第 4 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和 5 年 2 月
分）
- 日程第 2 議案第 10 号 利根町立学校管理規則の一部改正について
議案第 11 号 利根町立小中学校の指定学校変更及び区域外就学取扱要綱の全
部改正について

- 議案第 12 号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の一部改正について
- 議案第 13 号 利根町コミュニティ・スクール指導員設置に関する規則の制定
について
- 議案第 14 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一
部改正について
- 議案第 15 号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担
相当額補助金交付規則を廃止する規則について
- 議案第 16 号 利根町学校給食費条例施行規則の一部改正について
- 議案第 17 号 利根町学校給食費条例施行規則等の一部改正について
- 議案第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱及び利根町
社会教育主事の資格認定要綱の一部改正について
- 議案第 19 号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正について
- 議案第 20 号 利根町教育委員会が管理する個人情報の保護等に関する規則の
制定について
- 議案第 21 号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正について
- 議案第 22 号 利根町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部改正について
- 議案第 23 号 利根町立柳田国男記念公苑の設置及び管理に関する条例施行規
則の一部改正について
- 議案第 24 号 利根町図書館管理運営規則の一部改正について
- 議案第 25 号 利根町立小中学校施設の開放に関する規則の一部改正について
- 議案第 26 号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則
の制定について
- 議案第 27 号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱を廃止する告示につい
て
- 議案第 28 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 29 号 利根町立小学校廃止・設置届の提出について

日程第 3 その他

午後 2 時 37 分開会

○教育長（海老澤 勤君） お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和 5 年 3 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日、ご審議いただく議案は、報告 2 件、議案 20 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 3 号 教育委員会職員人事異動の内示について及び議案第

28号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてにつきましては、人事に関する案件のため、地方行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書に基づき、非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** ただいま、ご承認いただきましたので、報告第3号及び議案第28号を非公開といたします。

日程第1, 報告第3号 教育委員会職員人事異動の内示についてを議題といたします。
担当課長に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** では、報告第3号 教育委員会職員人事異動の内示についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和5年2月分）を議題といたします。担当課長に説明を求めます。

○**生涯学習課長（桜井保夫君）** 報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和5年2月分）についてご説明いたします。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項及び利根町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定による報告するもので、2件の申請があり、承認をしたものでございます。

1件目が、利根町さくらまつりの会から申請があり、第9回利根町さくらまつりを4月1日、2日にわたり、利根町役場庁舎駐車場、利根フレッシュタウンプレイロット、利根川堤防の桜づつみで開催いたします。

目的としましては、さくらまつりを開催し、桜づつみのウオーキングや、お茶席や物販、飲食の店舗を設置し、町民交流並びに近隣市町村との交流を図る目的で開催いたします。

続きまして、利根町地固め唄保存会、民謡と舞踊実行委員会から申請があり、第8回利根町民謡と舞踊の祭典を4月7日金曜日に、利根町文化センターで開催します。

目的としましては、県指定無形文化財、利根町地固め唄保存会の普及活動として、伝承の

発表, 会員募集を行い, 併せて利根町民における民謡と舞踊愛好者の発表の場として, 友好・親睦を図る目的で開催いたします。説明は以上です。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見, ご質問などございますか。

佐藤委員。

○**委員（佐藤忠信君）** さくらまつりの会なのですが, 近隣市町との交流を図るということがあるのですが, 何か特別なイベントというのがあるのですか。それとも案内を出して, 近隣の市町の方も参加するような感じなのでしょうか。

○**教育長（海老澤 勤君）** 桜井課長。

○**生涯学習課長（桜井保夫君）** こちら, 開催はほぼ町内の団体でして, 来てもらう方との交流という意味で, 他市町村ということだと思います。

○**委員（佐藤忠信君）** 分かりました。以前, 取手市の方だったかな, ホールでありましたよね。そういうイベントに, よそからも参加したりとか。

○**生涯学習課長（桜井保夫君）** 今回は, 発表する方も全て町内の方になっているみたいです。

○**委員（佐藤忠信君）** 分かりました。ありがとうございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** ほかにいかがですか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** では, 報告第4号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和5年2月分）につきましては, 原案のとおり承認いたします。

○**教育長（海老澤 勤君）** 続きまして, 日程第2, 議案第10号 利根町立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。担当課長に説明を求めます。

○**学校教育課長（中村寛之君）** それでは, 議案第10号 利根町立学校管理規則の一部改正につきまして, ご説明いたします。

提案理由でございますが, 教職員の働き方改革により, 昨年度から通知表の作成を前期・後期に改めたことに伴い, 学校の適正な管理及び運営を図るため, 学期を前期・後期に改め, また, 行政手続の効率化を図るため, 押印を求める手続の見直しを実施したいので提案するものです。1ページの利根町立学校管理規則新旧対照表をお願いします。

第2条第2項, 学年を分ける, 次の2学期とする。前期, 4月1日から10月第2月曜日まで, 後期, 10月第2月曜日の翌日から翌年の3月31日までに改め, また, 様式の押印を不要とするものです。様式につきましては, 次のページからずっと載っておりまして, そちらは説明を省略いたします。

附則といたしまして, この規則は, 令和5年4月1日から施行するものです。

議案第 10 号の説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見，ご質問などございますか。
佐藤委員。

○**委員（佐藤忠信君）** この新旧対照表のところで，前期が 10 月第 2 月曜日になると，後期が 10 月第 2 月曜日の翌日からとなっているのですが，前の規定だと，末日みたいな。例えば第 1 学期は 7 月 31 までで，次は 8 月 1 日からというふうにきっちり分けているので，ここを 9 月 30 日とか 10 月 1 日にしてもいいんじゃないかと思ったのですが，何か理由があるのでしょうか。

○**教育長（海老澤 勤君）** 中村学校教育課長。

○**学校教育課長（中村寛之君）** こちらにつきましては，今，委員おっしゃるような話も出しました。

ただ，学校側とも話をさせていただき，あとは，近隣市町村の状況等も踏まえて，一番よからうと思うのがこういう形だったので，このように決定させていただいた次第です。

○**委員（佐藤忠信君）** 分かりました。

あと，それからもう一つ，印の廃止なのですが，よく署名か，記名して印鑑，どちらかを選んでいくような風潮になってきていると思うのですが，完全に打ち込んでオケーみたいな形になるのでしょうか。

○**教育長（海老澤 勤君）** 丹指導課長。

○**指導課長（丹 晴幸君）** こちらの印を廃止した主な理由なのですが，茨城県教育委員会のほうでの，こちら側からの提出物等に関しても，今，押印省略が進んでおりまして，紙媒体での提出ではなくデータ送信の形で，働き方改革を進めるという趣旨なのです。これに合わせて，利根町内の提出物に関しても，押印を省略する形で，データ送信をすることによって，先生方の負担を少しでも軽くするという目的が大きなものとして含まれております。

内容等については，我々のほうで確認することが業務になっておりますので，おかしな部分があれば学校長に戻すということになっております。

○**委員（佐藤忠信君）** 分かりました。ありがとうございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** そのほか，いかがですか。

巻島委員。

○**委員（巻島 久君）** これ，ページ打っていないので，後ろの例示されている印を消しているのは分かるのですが，2 枚目でしょうか，教育課程編成表の例示のところで，3 番のところに年間授業日数というところで，1 学期，2 学期，3 学期と入っていますけれども，これは前期・後期にしないで，1 学期，2 学期，3 学期という形式を残すのですか。

○**教育長（海老澤 勤君）** 指導課長。

○**指導課長（丹 晴幸君）** これ，私のほうの確認不足のところもございます。ですので，これに関しては，併せて前期・後期に変更していきたいと思っています。

○委員（巻島 久君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがですか。

川上委員。

○委員（川上有香君） 前期の終業式は、式があるとなっていて、後期は週明け、特に何もせずに始まっていくというイメージでよろしいですか。

○教育長（海老澤 勤君） 丹課長。

○指導課長（丹 晴幸君） この辺りは、学校内での行事という扱いになるので、我々のほうで決めるというよりは、学校の判断の中で、その進め方に関しては考えていただきたいと思います。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

ほかにいかがですか。

巻島委員。

○委員（巻島 久君） その次のページの例示のところ、間違いだと思うのですが、左側の3番の、学年と書いてあって、左側、学期と書いてあるのに、1学年、2学年、3学年となっているので、これがもし学期だったら、ここも直さざるを得ないのかなと思うのですが、先ほど言ったページの次のページの次、裏側、教育課程編成表の例示のところの左の。

○教育長（海老澤 勤君） おかしいね。様式第5号。

○委員（巻島 久君） これは、もし学期というふうになっているのだったら、これも直さなくちゃいけないかなと思います。

○教育長（海老澤 勤君） 丹課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 確かにそうなっていますので、修正はしていきたいと思います。

一応、ここに載っているものなのですが、町の例規を確認したときに、ダウンロードできるようになっているということなのですが、既に学校のほうでは、新たなバージョンで作成を進めていただいていますので、例規のほうのこの枠を修正しておきたいと思いますので。ご指摘ありがとうございました。

○教育長（海老澤 勤君） 修正のほう、進めてください。

ほかにいかがですか。

この10月の月曜日というのは、体育の日ではないの。

○指導課長（丹 晴幸君） 3連休になっている、今スポーツの日というんですね。

○教育長（海老澤 勤君） スポーツの日。体育の日というんじゃないんだ。

○指導課長（丹 晴幸君） 近隣市町村の状況を聞かせていただいたのですが、前期と後期を分けるのに、ただの土日というよりは、少しでも3連休があるところというところで、そこを挟む形で、どこの市町村も前期・後期を分けているというのが実際のようなのです。

○教育長（海老澤 勤君） スポーツの日だそうです。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** では、議案第 10 号 利根町立学校管理規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 11 号 利根町立小中学校の指定学校変更及び区域外就学取扱要綱の全部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○**学校教育課長（中村寛之君）** それでは、議案第 11 号 利根町立小学校の指定学校変更及び区域外就学取扱要綱の全部改正につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、小学校の統合に伴い、指定学校変更の制度の適用がなくなるため、当該規定について削除するとともに、児童生徒の個々の事情に配慮し、より適正な就学手続を行うため、認定要件を改正し、また、就学システムの標準化に合わせて様式を変更したいので提案するものです。

要件の主な改正点については、新たに「指定学校に希望する部活動がない場合」及び「小学校の区域外就学をしていない者が、同一学区の中学校への就学を希望する場合」を追加しております。その 2 点については、利根町区域外を希望する理由として多いものであり、他市町村でも区域外の認定要件として認めている市町村が多いことから追加するものです。

また、区域外の承認期間について特に定められていなかったため、近隣市町村を参考に、要綱上で承認期間を規定しました。

また、地方公共団体情報システム標準化に関する法律により、就学システムについても 2025 年度までに標準化システムへ移行する必要があると示されたことから、標準様式書に準拠した様式に変更したいので、認定要件等の改正と併せて要綱を全部改正するものです。

附則としまして、この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 11 号の説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

○**委員（佐藤忠信君）** よろしいですか。

○**教育長（海老澤 勤君）** 佐藤委員。

○**委員（佐藤忠信君）** ここの様式 2 に、この様式に関しては印が必要だつてことで、印が入っているということですか。

○**学校教育課長（中村寛之君）** そうですね。

○**委員（佐藤忠信君）** 例えば様式第 3 号なんかは、よその教育委員会のものなので、印という字が入っていないのですが、これは特に。

○**教育長（海老澤 勤君）** 中村課長。

○**学校教育課長（中村寛之君）** こちらから行く場合には、こっちのほうに申請という形で、それで、逆に取手のほうに行きたいという場合はそちらにという形で、これはどこでもある制度になってきますので、多少市町村によってやり方とか、場所とかも変わっているという状況はあります。

○**委員（佐藤忠信君）** 分かりました。ありがとうございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** ほかにいかがですか。

○**委員（佐藤忠信君）** こういうのも電子でやり取りは、これはないという感じなのですか。

○**学校教育課長（中村寛之君）** 今のところはちょっと。ゆくゆくはそうなることを願っておりますけれども。

○**委員（佐藤忠信君）** 分かりました、ありがとうございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** では、議案第 11 号 利根町立小中学校の指定学校変更及び区域外就学取扱要綱の全部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続いて、議案第 12 号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○**学校教育課長（中村寛之君）** それでは、議案第 12 号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、学校運営をより迅速に執り行うため、共同学校事務室運営協議会の規定を改正したいので提案するものです。

1 ページの新旧対照表をお願いいたします。

第 2 条第 3 項の「、副室長及び室長」を「及び副室長」に改め、第 5 項の「充て、室員は、室長及び副室長以外の事務職員をもって」を削り、第 7 条第 4 項第 1 号の「小中学校を代表する校長」を「室長の所属する学校の校長」に、第 6 項の「委員のうちから会長が指名する」を「同項第 5 号に規定する学校教育課長とする。」に改めるものです。

附則としまして、この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 12 号の説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** では、議案第 12 号 利根町立小中学校共同学校事務室運営規程の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 13 号 利根町コミュニティ・スクール指導員設置に関する規則の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○**指導課長（丹 晴幸君）** 議案第 13 号 利根町コミュニティ・スクール指導員設置に関する規則の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、支援・強力を促進するため、利根町学校運営協議会の設置及び運営や、保護者等と学校との情報共有等についての助言及び支援を行う利根町コミュニティ・スクール指導員の設置が必要であるため提案するものです。1 枚おめくりください。

第 1 条の趣旨ですが、コミュニティ・スクール指導員の設置に関し、必要な事項を定めるものとしております。第 2 条は指導員の職務の内容について、第 3 条は任用及び身分について、第 4 条は定数を 1 人とすること、第 5 条は報酬及び費用弁償について、第 6 条は勤務日及び勤務時間について定めております。次のページをご覧ください。

第 7 条は指導員の休暇について、第 8 条は解職について、第 9 条は服務について定めており、第 10 条の補足では、規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることができる旨を定めております。

附則として、この告示は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

巻島委員。

○**委員（巻島 久君）** 質問ではない確認なのですが、指導員を置くのは次年度が初めてかと思うのです。ざっくりいうと、各学校で三、四人、正式な名前、忘れちゃいました。

○**教育長（海老澤 勤君）** 学校評議員。

○**指導課長（丹 晴幸君）** 学校評議員。

○**委員（巻島 久君）** 評議員などを招いて、学校の運営等に関して意見をもらうということとは、また全然違う仕事内容になるのでしょうか、ざっくりだと。その差がよく分からないので、確認なのですが、確認なのですか。

○**教育長（海老澤 勤君）** 丹課長。

○**指導課長（丹 晴幸君）** これまでの学校評議員制度なのですが、校長が評議員の方々に、校長からこのことについての意見を求めるという形で、評議員のほうから意見を求めて、これ、学校評議員制度だと思うのですが、今度、学校運営協議会になると、運営協議会の委員が、逆に学校長の学校運営に対して、こういうことを始めてはどうかとか、これは今年度で

終わりにしてもいいんじゃないかとか、学校運営に対して新たな提案をしていけるような、より強い権限を持った組織になっています。それをつくるために、まず、このコミュニティ・スクール指導員を任用して、その組織づくりを令和5年度、進めていただく考えであります。

○教育長（海老澤 勤君） 今、課長が言ったように、学校評議員は個別のテーマに関して助言を頂くということだったのが、より強い権限を持つということで、学校長の考える学校経営方針を承認するというのが大きな、一つ権限がございます。

それから教職員の人事についても、教育委員会へ意見述べることができるという、その委員の方々は非常勤の地方公務員の位置づけということで、かなり権限、あるいは守秘義務なども追加されるということになってきます。

今までの学校評議員はどうなるかという、発展解消という位置づけを考えています。どういった人がふさわしいのか、あるいは何人ぐらいがいいのか。そうすると、小学校、利根小学校1校、中学校、利根中1校ということで、それぞれにこの学校運営協議会を置くのかという、そうではなくて、町に1個の学校運営協議会を組織して、2校を学校運営計画、指導方針なりを、2校を一つの学校運営協議会でチェックしていくということを考えています。

○委員（巻島 久君） その組織の性格については非常に分かりました。

それで、今まであった評議員制度はなくして、新たにこの制度にするのか、評議員制度を残したまま新たにこの制度にするのか、その辺についてはどうなのでしょう。

○教育長（海老澤 勤君） 丹課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 令和5年度までは、学校評議員制度は継続します。令和6年度からは、学校評議員制度は、先ほど教育長からあったように発展解消ということで、学校運営協議会を立ち上げて。国の指針としては、どちらもあるパターンも許されてはいるのですが、利根町の実情を考えたときに、もちろん学校評議員のメンバーの中からも、適任者がいれば学校運営協議会の委員になっていただくなど、これも全てこの後、検討していくことにはなるのですが、今、教育長が言ったとおり、令和6年度からは、学校評議員制度は解消という形にさせていただく予定です。

○委員（巻島 久君） そうすると、1年かけて組織のメンバーを選出したり、それから、どんな形で運営していくかというのを煮詰めていって、実際にコミュニティ・スクール指導員を中心に活動するのは平成6年度からと、評議員制度をなくして、この制度で新たに出発していくということですね。分かりました。その辺が並行してやるのかどうか分からなかったの。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） この指導員の方の第2条の職務が結構重要な職務だなと思っています。

それで、次のページの第8条に、解職というふうにあります、事情があったときには解職をされるということで、その解職の後の補充ではないのですが、そういったところまでは、ここでうたう必要ないのかなと思ったのですが。

役員だと普通、残任期間のような形でやるのですが、この方は職員としてになるので、残任期間というのではないのかなと思っていたりするのですが。この職務を考えると結構、この協議会の設置及び運営に関することとか、地域内の調整というの、すごく重要なことなので、常時いないと大変なのかなと思ったので。かといって、補充したからといって、すぐという、職務に就けるかといっても、そこも難しいのかなと思ったので。よっぽどのことがない限り、こういう解職ということは起きないとは思うのですけれども。

○教育長（海老澤 勤君） 何かありますか、課長。

○指導課長（丹 晴幸君） これは、まだ始まってみないと分からないところがありまして、イメージ、構想なのですけれども、まず利根町の地をよくご存じの方でないと、なかなか地域の方々のパイプ役、コーディネーター役になっていただく方なので、人材の選任は非常に難しいものがあるのかなというふうに考えています。

さらに、コミュニティ・スクールが立ち上がった際には、地域の各団体とのコーディネーター役も、また、この学校運営協議会での話し合いを通して、そういう適任の人材が出てくるのが本来的には望ましいのかなというふうに思っています。ですので、コミュニティ・スクール指導員がもし解職となった場合にも、そこまでにこの地域の中でコーディネーター役を務めていただけるような方が、人材として見つけることができれば、その方にまた、この職務の内容を移行していくようなイメージではいるところです。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。私も難病を抱えながら、いつどうなるか、命に関わるものではないのですが、こういった方がいきなり病気で倒れたりとか、そういうパターンもあると思いますので、やはり第2候補、第3候補みたいな形で探しておく必要があるかなと思ったもので。

以上です。

○教育長（海老澤 勤君） 巻島委員。

○委員（巻島 久君） 身分は、6条の4のところ、裏面の最初のところで、9時から4時までとするというのと、週19時間を超えない範囲でというふうになると、常勤の勤務だけれども、勤務時間はある程度短くということ、スタートしてみないと分からないから、こういう感じなのですか。

○指導課長（丹 晴幸君） そうですね。融通が利かせられるような表記にはしてあります。地域の関係団体との折衝であるとか、そういったことが業務の中に含まれてくるので、相手方団体によっては、夜遅い時間じゃないと駄目だとか、午前中じゃないと駄目だというケースを想定して、少し大枠というような形で。

○委員（巻島 久君） 広めにね。

○指導課長（丹 晴幸君） はい、取らせていただいています。

○委員（巻島 久君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがですか。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、議案第 13 号 利根町コミュニティ・スクール指導員設置に関する規則の制定についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 14 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○指導課長（丹 晴幸君） 議案第 14 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正についてを説明いたします。

提案理由でございますが、令和 5 年 4 月からの小学校統合に伴い、講師の配置人数を改めたいので提案するものでございます。

次のページは改め文になります。詳細については新旧対照表にて説明いたしますので、さらに次のページの参考資料をご覧ください。

第 4 条第 2 項の「小中学校への」を削除し、「各校 2 人以内」を「7 人以内」に改めるものです。

なお、附則としまして、この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、議案第 14 号 利根町ティームティーチング非常勤講師配置に関する規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 15 号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則を廃止する規則についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第 15 号 利根町新型コロナウイルス感染

症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則を廃止する規則につきまして、ご説明いたします。

提案理由でございますが、利根町学校給食費の無償化が令和5年3月で終了することに伴い、学校給食費保護者負担相当額補助金の交付も終了するため、利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則を廃止したいので、提案するものです。

こちらにつきましては、保護者の経済的負担軽減を図るため、令和3年度、令和4年度の一部期間において、町内小中学校に通う児童生徒の学校給食費無償化を実施いたしました。学校給食費の無償化に合わせ、町外の小中学校に通う児童生徒の保護者に対し、利根町の学校給食費相当額を補助金として交付していましたが、令和5年3月をもって学校給食費の無償化が終了することに伴い、補助金の交付も終了するため、規則の廃止を提案するものです。

附則としまして、この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

議案第15号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、議案第15号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則を廃止する規則についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第16号 利根町学校給食費条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第16号 利根町学校給食費条例施行規則の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、利根町学校給食費条例施行規則の一部を改めたいので、教育委員会の議決を得るため提案するものです。2枚目をおめくりください。

新旧対照表になります。保護者の経済的負担軽減を図るため、令和5年度に限り、学校給食費の2割を公費負担とし、小学生児童の月額4,030円を3,230円に、日額240円を200円に減額いたします。中学生生徒の月額4,600円を3,680円に、日額270円を220円に減額するものです。保護者の学校給食費負担額を定める旨を附則に追加いたします。

この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。

議案第 16 号の説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。
巻島委員。

○**委員（巻島 久君）** さっきの 15 号にも係ることなのですが、新型コロナウイルスが非常に、収束まではいかないにしても、収束に向かっているような感じで、5 類に引き下げられるなんていう流れから財源が打ち切られるので、この給食費無償化を 2 年やっていただけなのですが、打ち切ることになったのでしょうか。なった理由です。

それと、ここで打ち切るといふことになることは、大分前から各学校を通じて保護者には連絡してあるのしょうけれども、突然だとびっくりすると思うんです。打ち切るようになった経緯と、保護者への連絡等について思ったもので、お願いいたします。

○**教育長（海老澤 勤君）** 中村学校教育課長。

○**学校教育課長（中村寛之君）** まず、こちらは委員おっしゃるように、コロナ交付金を使ってのものになりますので、その交付金は、ここからここまでということで設定された日付ですので、昨年も 1 年間ずっとということではなかったというのが現状です。ですから、予算の、ある決まった額の中で交付金を、ここ 2 年間、1 年間ずっとということではなく、出していたという状況です。

それはこの規則等で定めて、そういうものをつくって、前の 15 号というのは、利根町じゃない他市町村に通っている子供さんには、そういう免除することができないと思うので、補助金として同じように支出していたということになります。それが 15 条です。

16 条につきましては、今、交付金のほうが今年で終わりになりますので、来年からは少しでも軽減を図るため、2 割削減という形の対応を 5 年度については取らせていただくということで、やっと議会のほう通ったので、今、公表しているということなので、今後はその旨を学校通して連絡するような形になります。

○**委員（巻島 久君）** 分かりました。

○**教育長（海老澤 勤君）** 佐藤委員。

○**委員（佐藤忠信君）** 以前聞いたかもしれないのですが、月額と日額を割ると数字が出ないと思って、1 年間の全体を算出して、この規則だったら、1 か月分となっているので。

○**学校教育課長（中村寛之君）** まず 1 か月分というのは、10 日以上食べた場合の金額になります。あとは、10 日食べなかった場合、その場合は日額で、ちょっと割増しになってしまうけれども、もらうという金額で設定してあって、ちょうどよくにはならない状況です。

○**委員（佐藤忠信君）** 分かりました。計算しても合わないの、どうなのかなと思ったもので。

○**教育長（海老澤 勤君）** 巻島委員。

○**委員（巻島 久君）** 2 ページ目の別紙の規則のところですが、小学校児童の下、これ、中学校生徒ですね。

- 学校教育課長（中村寛之君）** そうですね。失礼しました。
- 委員（巻島 久君）** 次のページの対照表を見れば分かるのですけれども。
- 学校教育課長（中村寛之君）** すみませんでした。中学校生徒の誤りです。
- 教育長（海老澤 勤君）** そうですね。訂正をお願いします。
- 委員（巻島 久君）** そうすると、2割補助でこの額ということは、補助なしで大体4,000円ちょっとという感じですか、給食費。
- 学校教育課長（中村寛之君）** 先ほど言ったように、小学校児童は、今現状4,030円。それで、今回3,230円ですので、800円の減額で、次の中学生につきましては920円。ですから、4,600円を3,680円。
- 委員（巻島 久君）** 4,600円。
- 学校教育課長（中村寛之君）** 余談になってしまうのですが、今、国のほうで結構、自民党のほうから出ていますよね、給食費無償化って。町のほうからの理想としては、そういう補助金、交付金をもらって、なるべくそういう形に早く持っていきたいというのが町の考えなのですけれども。全体でいくと約4,000万ありますので。子供さん全体で。
- 委員（巻島 久君）** 分かりました。
- 教育長（海老澤 勤君）** よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 教育長（海老澤 勤君）** それでは、議案第16号 利根町学校給食費条例施行規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第17号 利根町学校給食費条例施行規則等の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

- 学校教育課長（中村寛之君）** それでは、議案第17号 利根町学校給食費条例施行規則等の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における事務の効率化及び町民の負担を軽減し利便性の向上を図るため、利根町教育委員会が定める規則の押印を廃止したいので提案するものです。

次のページをご覧ください。

今回改正する規則は、学校給食費条例施行規則、利根町図書館管理運営規則、利根町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則、利根町立柳田國男記念公苑の設置及び管理に関する条例施行規則、利根町立小中学校施設の開放に関する規則、利根町文化財保護条例施行規則の6規則で、主な申請書の押印を不要とするものです。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

議案第 17 号の説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

議案第 17 号、多くあるのが生涯学習課関係の規則なのですが、桜井課長、何かありますか、補足があれば。

○**生涯学習課長（桜井保夫君）** 補佐。

○**教育長（海老澤 勤君）** 古山さん。

○**生涯学習課長補佐（古山栄一君）** 申請書等につきましては、今回、押印を廃止をさせていただきますして、うちのほうで許可を出すものについては、そのまま押印は残させていただきます。

以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** ご意見、ご質問などあればお願いします。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** 議案第 17 号 利根町学校給食費条例施行規則等の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱及び利根町社会教育主事の資格認定要綱の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○**学校教育課長（中村寛之君）** それでは、議案第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱及び利根町社会教育主事の資格認定要綱の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における事務の効率化及び町民の負担を軽減し利便性の向上を図るため、利根町教育委員会が定める要綱の押印を廃止したいので提案するものです。

こちらは、利根町教育委員会が教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱及び利根町社会教育主事の資格認定要綱の申請書の押印を廃止するものです。

附則としまして、この告示は、公布の日から施行するものです。

議案第 18 号の説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** ないようですので、議案第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱及び利根町社会教育主事の資格認定要綱の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○**教育長（海老澤 勤君）** ここで 1 時間たちまして、休憩を取らせていただきます。再開を 3 時 45 分。

〔 会議再開 〕

○**教育長（海老澤 勤君）** 議案第 19 号からということで、利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○**学校教育課長（中村寛之君）** それでは、議案第 19 号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、個人情報保護条例の廃止及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、様式内の文言を改める必要があるため提案するものです。

2 枚おめくりください。新旧対照表をご覧ください。

様式第 4 号中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

附則といたしまして、この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行の日から施行するものです。

議案第 19 号の説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○**委員（佐藤忠信君）** これ、個人情報保護条例が廃止されたので、それに代わるものということで、ここに法律として出ているのですが、利根町にもう一つ、個人情報保護法執行条例があるので、そこに入ってもいいんじゃないかなと思ったので。前は、理由のところ条例でということになっていたと思うのです。今度、法律となると、より高いところから下りてきたという感覚があったもので、こういった理由等は庁内の条例に当てはめるのが普通なのかなと思ったので。

○**教育長（海老澤 勤君）** 中村課長。

○**学校教育課長（中村寛之君）** その件で、正式な回答になるかどうかですが、3 月定例会におきまして、個人情報保護、今、佐藤委員がおっしゃった条例の一部改正も行っておりま

す。そういった絡みでいって、ここは個人情報保護に関する法律ということで上から流れてきたもので、こちらはこういう形に変えているということだと考えております。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。今まで条例でやっていたもので、それが、この保護法執行条例見ると、ほぼ同じ、似たような内容になっているので、これに当てはまっているんじゃないかと思ったので。ありがとうございました。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがでしょうか。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、議案第 19 号 利根町教育委員会事務局処務規程の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 20 号 利根町教育委員会が管理する個人情報の保護等に関する規則の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第 20 号 利根町教育委員会が管理する個人情報の保護等に関する規則の制定につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、利根町個人情報保護条例及び利根町個人情報保護法施行条例施行規則が新たに制定されたため、利根町教育委員会が管理する個人情報の保護等に関する規則においても廃止制定する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

利根町個人情報保護法施行条例に基づく、利根町教育委員会が管理する個人情報の保護については、利根町個人情報保護法施行条例、施行規則の例によると定めております。

附則といたしまして、この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行の日から施行とし、利根町教育委員会が管理する個人情報の保護等に関する規則は廃止するものとしております。

議案第 20 号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 20 号 利根町教育委員会が管理する個人情報の保護等に関する規則の制定についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 21 号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それでは、議案第 21 号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、生涯学習施設の生涯学習センター、文化センター並びに布川地区コミュニティセンターの休館日を利根町の休日を定める条例に合わせるとともに、町民の利便性の向上を図りたいので提案するものです。

次のページの別紙資料及びその次のページ、利根町生涯学習施設管理規則新旧対照表をご覧ください。

第 3 条 1 項表中、1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日までを、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までに改めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 21 号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。
佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 24 号まで、多分同じ条文になると思うのですが、普通、いわゆる御用始めというのが 1 月 4 日、御用納めが 12 月 28 ということで、そこに合わせるという形になっていると。これ、ずれていたのは理由があるのでしょうか。

○教育長（海老澤 勤君） 桜井課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 今、委員おっしゃられたとおり、役場の本庁舎というのは 12 月 29 日から 1 月 3 日が休みで、6 日間だったのですけれども、この施設に関しましては、外の施設は 12 月 28 日から 1 月 4 日までで 8 日間休みになっていまして、何でかということをお調べたのですけれども、明確な答えはなくて。

ただ、推測なのですけれども、その 30 年前ぐらいって、仕事を始める日って、仕事始めの訓示なんかを聞いたら、当番の人だけ残して帰ったりというのが仕事始めはあったのですけれども、そうなってくると、ほかの施設だと、人数少なくて、それができないとかいう点から休みにしちゃったのか、いろいろ、推測でしかないのですけれども。なぜ 8 日間なのかというのは、どこの、文書では出てこなかった感じで、改めて役場と同じにしようということになって、今回提案したものです。

○委員（佐藤忠信君） もしかしたら、その前後というのは仕事にならないというか、そういうこととというのもあるかもしれないですね。

うちの職場も、御用納めときは半ドンというか、いまだに午前中で終わったりするので。そうすると、例えば公民館なんか、文化センターなんかは、業務がその場で止まってしまっ

たりすることもあるのかなと思っていたり。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 役場の職員の中でも意外と知られていなかった。8日あるんだという話で。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それで、今回合わせるということで。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、議案第21号 利根町生涯学習施設管理規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第22号 利根町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 続きまして、議案第22号 利根町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、利根町立歴史民俗資料館の休館日を利根町の休日を定める条例に合わせるとともに、町民の利便性の向上を図りたいので提案するものです。

別紙資料をご覧ください。新旧対照表をご覧ください。

第5条第1項第3号中、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までを、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までに改めるものです。

附則といたしまして、この規則は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

石井委員。

○委員（石井 豊君） こちらのほう、先ほどの21号の改正案、これは同じような形になっているのですが、21号のほうでは、1月1日から1月3日までという表現になっておまして、こちらの22号、歴民館のほうについては、同月3日となっているのですが、統一したほうがいいのかと思ったのですが、何か理由があるのでしょうか。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 今、意見ございまして、全部の施設を最初の生涯学習、管理規則のような言い回しにここで直すということで、ある程度は大丈夫。どうでしょう。前回の言い回しと合わせてということですよ。

○教育長（海老澤 勤君） 議案の22、23、24、議案の21号、この五つですね。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 24号まで。

- 教育長（海老澤 勤君） 同じように表記を改めていただけますか。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） 前条のやつに合わせて作っちゃったと思うのです。ですけれども、21号に合わせた表現の仕方に統一したほうがいいんじゃないかと思って。
- 教育長（海老澤 勤君） 24号までね。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） 24号まで。
- 教育長（海老澤 勤君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤忠信君） 24号が12月29日から翌年1月3日までみたいな、これも分かりやすいような気がする。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） これが一番分かりやすい。
- 委員（佐藤忠信君） 分かりやすいですよ。どれかに統一してもらえれば。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） 1月、先にやっていますけれども、結局は12月から始まっているので。
- 教育長（海老澤 勤君） 年末年始っていう考えだよ。だから、これ、24号。24号に合わせて。21から24に、全部統一してもらおうような形にしたほうがいいんじゃないかと思えます。
- 生涯学習課長（桜井保夫君） こちらで一つに合わせるということで。今、候補としては、24号のが一番分かりやすいかなと。
- 委員（佐藤忠信君） それは分かりやすいですね。
- 教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 教育長（海老澤 勤君） 議案第22号 利根町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第23号 利根町立柳田国男記念公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。簡潔にお願いします。

- 生涯学習課長（桜井保夫君） こちらの提案理由でございますが、利根町立柳田国男記念公園の休園日を利根町の休日を定める条例に合わせるとともに、町民の利便性の向上を図りたいので提案するものです。

新旧対照表をご覧ください。

毎年1月2日から同月4日及び、12月28日から同月31日までとなっていますのを、今、文章ではこのようになっていますが、統一させていただくということでお願いしたいと思います。

○委員（佐藤忠信君） ここは1月2日からなのですね。1月1日はやっているということ。

○委員（佐藤忠信君） 1日は、やっているということはないですものね。もし1日が2日からという。

○教育長（海老澤 勤君） 佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） もし1日が開いていたら開館しているということですよ。

○委員（佐藤忠信君） もしかしたらと思ったのです。それは確認で、元旦やっていることになるのですよね。

○学校教育課長（中村寛之君） 議案第21号の国民の祝日に関する法律に規定する休日及び祝日というのがあって、その中でも1日というのは休みということをやっているのです。これについては生涯学習課のほうで、この言葉も含めて検討して、一番ふさわしい言い方、それに統一させてもらうということで。ここだけが、一番新しいのがこの21号のほうになってくるので、それプラス、さっきの同年というほうがいいということも出たので、それを含めて、全部同じ表現にということで。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。24号に合わせるとかではなくて、ふさわしい表現に直すということで。

○学校教育課長（中村寛之君） 多分、それを入れれば、これも通用しますし。ただ、言うように、1日という言葉を入れたほうがよければ、それを入れるしというところで。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 議案第23号 利根町立柳田国男記念公苑の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

同じく、議案第24号 利根町図書館管理運営規則の一部改正について、担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） こちらも今、全部のところは言いません。違ってきますので、こちら、検討させていただいて、より分かりやすく正しいものを調べまして、改正させていただきたいと思っております。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** 分かりやすい表記にするということで、議案第 24 号 利根町図書館管理運営規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 25 号 利根町立小中学校施設の開放に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○**生涯学習課長（桜井保夫君）** それでは説明のほうを、古山補佐が行います。

○**生涯学習課長補佐（古山栄一君）** それでは、議案第 25 号 利根町立小中学校施設の開放に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、令和 5 年度利根町立小学校の統合に伴いまして、規則の一部、施設名として、文小学校、布川小学校、文間小学校を利根小学校に改めたいので提案するものでございます。

次のページの別紙資料及び資料の 8 枚目から、併せてご覧いただければと思っておりますが、この中で、利根町立小中学校の統合に関する規則、新旧対照表がございますのでお願いいたします。

別紙の 2 枚目のほう、併せて戻って確認していただきまして、今回改正する規則につきましては、令和 5 年度、利根町立小学校の統合に伴いまして、別表の第 2 条関係として、学校名の文小学校、布川小学校、文間小学校を利根小学校に改めます。

次のページの 3 枚目からは様式関係でございますが、第 1 号の申請書から様式第 4 号の許可書までになっております。その中の様式 9 の項目として、利用学校名の文小学校、布川小学校、文間小学校を利根小学校に改めたいと思っております。

次に、資料の 7 ページ目をご覧ください。

附則としまして、この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、準備といたしまして、この規則の規定に基づく小中学校施設の開放に必要な手続きその他、必要な行為は、この規定の施行の施行日前においても行うことができるものとしております。

議案第 25 号の説明は以上でございます。

○**学校教育課長（中村寛之君）** 補足させてもらいたいのですけれども。

○**教育長（海老澤 勤君）** 中村課長。

○**学校教育課長（中村寛之君）** 先ほど私のほうで説明した様式のほうの第 3 号のほうの申請書になるのですけれども。

○**教育長（海老澤 勤君）** 議案の何番。

○**学校教育課長（中村寛之君）** 今の議案。

○**教育長（海老澤 勤君）** 今の議案。

○**学校教育課長（中村寛之君）** こちらについての補足説明です。様式 3 号のほう。

○教育長（海老澤 勤君） 様式3号。

○学校教育課長（中村寛之君） 学校施設利用許可申請書、こちらについては、先ほど、この印を抜くということで説明させていただいていますので、これについて、印のほうとかはなるべくなくす方向でやらせて、すみません、横の連絡がうまくいってなくて。

○教育長（海老澤 勤君） ここの丸印ね。

○学校教育課長（中村寛之君） はい。そのほかのところも印があるので、それも含めて調整させていただきます。

○教育長（海老澤 勤君） ご質問、ご意見いかがでしょうか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 確認なのですが、最後の議案第25号の参考資料のところの4分の1、それから4分の4とか、多分、改正案となっているのですが、ここはもう変わっていないということですか。

○学校教育課長（中村寛之君） そうですね。4分の2は変わっているのですが、4分の3がどうしてもデータ上、一緒に入ってきてしまっていて。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。大丈夫です。

○学校教育課長（中村寛之君） こちら、4分の3のほうは変わっております。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。一生懸命、どこが違うのだらうと思って。

○学校教育課長（中村寛之君） 失礼しました。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） 補佐、現行の文小学校、文間小学校グラウンド、体育館は、新年度貸出しはありますよね。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） あります。

○教育長（海老澤 勤君） そのときはどういう名称で。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） こちら、この後ご説明するのですが。

○教育長（海老澤 勤君） その後。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 26のほうに。

○教育長（海老澤 勤君） 26号になっている。じゃあ、その次。

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、議案第25号 利根町立小中学校施設の開放に関する規則の一部改正についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続いて、議案第26号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の

制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（桜井保夫君） こちらも補佐より説明いたします。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 続けて説明させていただきます。議案第 26 号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の施行規則の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、令和 5 年度小学校統合に伴いまして、文小学校、文間小学校跡地を利用した運動場及び体育館を町民の自主的な活動、交流の促進、生涯学習の推進を図る目的で、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理について制定したいので提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

まず第 1 条をご覧ください。趣旨でございますが、利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例に基づき、学校跡地体育移設の理念、監視、必要な事項について定めております。

続いて第 2 条でございますが、利用日及び利用時間でございます。第 1 号は下記の表のとおり、文小学校、旧文間小学校の体育館及び運動場の利用時間について、第 2 号では、利用日に関する施設の休場日について定めております。

続いて第 3 条は、利用者の範囲でございますが、第 1 号から第 6 号まで、体育施設を利用できる団体の該当条件について、それぞれ定めております。

第 4 条は団体登録でございますが、利用に関し、団体登録を受けようとする者は、利根町体育施設開放利用登録申請書（様式 1 号）を教育委員会に提出しなければならないと定めております。

次のページも併せてご覧ください。

第 5 条になります。こちらにつきましましては利用の許可でございますが、第 1 項では、団体登録を行った団体は、体育施設を利用するときは、利用日の 7 日前までに、利根町の体育施設開放利用申込書（様式第 2 号）を教育委員会に提出しなければならないと定めております。次に、第 2 項では、教育委員会は許可状況に対して、利根町の体育施設利用許可書（様式第 3 号）を交付するものと定めております。第 3 項では、許可を受けた者は、体育施設を利用するときの責任及び注意をもって利用しなければならないと定めております。第 4 項では、様式第 4 号になりますが、体育施設を利用終了したときの際の利根町開放管理日誌を記入して、教育委員会へ提出しなければならないと定めております。

第 6 条は利用の取消しでございますが、第 1 項は、利用の許可の取消しを受けようとするときは、利根町の体育施設開放利用許可取消願（様式第 5 号）に利用許可書を添えて、教育委員会へ提出しなければならないと定めております。同じく第 2 項では、利用に関しまして、公益上または管理上、特に必要があると認めるときは、利用の中止または利用の許可について取消すことができると定めております。

第7条からは、第7条は利用者の賠償責任等について、利用者が故意または過失によつての、施設等の損傷または滅失したときの損害賠償について、第8条は開放中の事故報告書の提出について、第9条は施設開放中の管理責任について、第10条は補足についてを記載のとおり定めております。

附則としまして、この規則は令和5年4月1日から施行するものでございます。

また、準備行為としまして、この規則の規定に基づく学校跡地体育施設の開放に必要な手続、その他必要な行為は、この規定の施行日前においても行うことができるものとしております。

議案26号の説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○**委員（佐藤忠信君）** この旧文間小学校、文小学校は、また利用できるといいなと思っております。この規則に関しては、これに沿って行くと。また、何かあればどんどん変えていくのだと思うので、最初のこれ、いいものだと思っております。

それで、様式2号以降、開放施設名とありまして、施設名は多分、体育館か運動場かを選ぶというふうになっていると思うのですが、開放施設名のところに、例えば1、文小学校、2、文間小学校のような形で丸をつけていけば、もっと簡単かなと思ったもので。今、印鑑すら削除しようというところなので、施設名、二つでいいのですよね。

○**生涯学習課長補佐（古山栄一君）** 二つ。

○**委員（佐藤忠信君）** その二つ、旧文小学校、文間小学校というふうに入れていただければ、より、丸つけるほうが簡単だなと思ったので。

○**生涯学習課長補佐（古山栄一君）** 分かりました。

○**教育長（海老澤 勤君）** 古山さん。

○**生涯学習課長補佐（古山栄一君）** ご意見ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。

○**教育長（海老澤 勤君）** ほかに。

巻島委員。

○**委員（巻島 久君）** 1枚めくった別紙の2条のところで、貸出し時間などについては、今まで貸し出していた時間と同じというふうにくくってあるんじゃないかと思うのですが。今度、文小学校と文間小学校は、常時人がいるわけではなくて、管理が、どこが管理ということになったんですか。

○**生涯学習課長補佐（古山栄一君）** 生涯学習課です。

○**委員（巻島 久君）** 文小が生涯学習課で、文間小が学校教育課、指導室でしたっけ。どっちも。

○**生涯学習課長補佐（古山栄一君）** どっちもです。暫定期間中は、施設のほうは。

○**委員（巻島 久君）** そうすると管理する人が、例えば厳密にいうと午後10時まで、ま

たは、グラウンドは午後7時までいなくちゃならないのかというふうな。今までは、学校があったときには学校の職員が、この時間は意識なくて、自分の仕事がなかなか切りがつかないのでということで遅くなることもあって、大体、体育館の電気が消えているかなぐらいで帰っていたと思うのですけれども、今度、常時そこにいる職員もいない時間に貸し出しているということについては、どんなふうに考えたほうがいいのか。

例えば貸出し時間を、管理のほうを強く考えれば、もうちょっと短くするというのもあるし、利用者のことを考えると、今までの時間も必要だなということもあろうかと思うのです。管理体制に対して、貸出し時間をどんなふうに考えるのかということをお聞かせ願えればと思うのですけれども。

こうやって、ここに記載してあると、その間に管理者が誰もいないということになると、例えば一昼夜、電気つけっ放しだったなんていうとか、または、めったになかったのですけれども、実は、ちょっと前かな、ひと月ぐらい前に、文小の火災報知器か何かで鳴っちゃって、夜、緊急車両が来たなんていう。誤報か何かで特に問題はなかったのですけれども、そういうことが起きたときに、こういうところに明言しておいて、職員の配置がこの時間にはいないなんていうことに対して、どうなのかなというふうに思ったもので、ここで皆さんのこういうことに関する考えをお伺いできればと思ったのですけれども。

大したことないと思って、私も黙認、そのまま賛同しようとは思ったのですけれども、今までは多少、学校の職員がいたろうからということで、この時間、今度はいない、しかも管理者も行政のほうになるということに、行政って、学校から離れるということになると、どんなものかなと思ったもので。

○教育長（海老澤 勤君） 古山さん。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） まず、その件につきましては、私どものほうで今、対策して進めているのは、利根町の学校跡地の管理業務ということで、こちらが1週間に1回程度にはなってしまうのですが、文小と文間小を週1回、大体2時間程度なのですから、管理をお願いできる方に週1回ずつお願いしたいというのが予算を取っております。

あとは、学校開放の鍵の管理者がいるのですけれども、この方にも、その辺はお願いできればと思っているところがありまして。あと、今度、利用者会議があるのですけれども、利用者会議のほうに、団体のほうにも、極力その辺は十分注意してということで強くはお願いしたいとは、例年使っている団体さんなので、その辺は十分分かっているということにはなるのですが。

引き続きその辺は、管理者もいないというところもありますので、今後いらっしゃらないので、その辺は十分、夜なんかは特に注意していただくというのは、お話ししたいとは思っているところなのですが。あと、定期的に職員のほうで見て、監視じゃないですけれども、点検するというのも考えているところがございますが、今、考えながら、そういったようなところにはなってしまうというところが。

○学校教育課長（中村寛之君） 補足してよろしいですか。

○教育長（海老澤 勤君） 中村課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 機械警備というのを今、入っております、学校がなくなっても、機械警備はそのまま両方に入れます。先ほど火災の件もお話出ていましたけれども、あちらについても、機械警備のほうに行って、それから各所に、消防署に連絡したりというところで、あのときは実際、私も丹課長のほうも出ているのですけれども、あのときには、今までたまっていた水が、煙感知器のところに水が行っちゃってというところで、火災の警報が出たという形だったのです。

だから、一回そこで終わったと思って、またセットしても、あのとき、朝方まで何回も鳴っていたという状況で、そこは今現状、修理というか、そういう状態にしてあるので、今は鳴らないようになっています。

ただ、機械警備が入っていますので、そういったものについては、機械警備のほうからも連絡を頂く。今までも、学校開放につきましては、全部鍵を管理してくれる方がいたので、そこをお願いした。

ただ、巻島委員がおっしゃるように、学校の先生もいたと思うので、そこで見てもらっていたというところは確かにあると思うのですけれども。あとは、先ほど古山が言ったとおり、こういう状況なので、本当に気をつけてくださいという話。それから掃除等については、週に1回になりますけれども、ワイワイくらぶというところをお願いしてやるという体制で、今は考えているという現状です。

○委員（巻島 久君） よく分かりました。利用者のことを考えて、今までの利用時間をなるべくいじらないようにと、それはよく分かるのですけれども。

ただ、今度、鍵の管理とか、そういうものになっても、責任者は生涯学習課になるわけですよ。その方に責任を押しつけるということはできないですから、その辺は今までどおりだとは思っているのですけれども、気になったところだったので申し上げました。だからといって、こうしたほうがいいのかという腹案は、持っているわけではないのですけれども。

あと、実際に利用者が、勤務の関係で6時頃から借りて、10時頃までやるような人が多いのかどうかというのがありますよね、今までのデータとしては。やっぱりその時間帯に借りる方がいるのですよね、結構。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） そうですね。文小ですと、今年度見ますと、体育館で3団体ぐらいありますか。

○委員（巻島 久君） 3団体。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 文間小ですと、やはり同じぐらい、3団体か4団体ですね。

○委員（巻島 久君） 分かりました。

○学校教育課長（中村寛之君） 何かあったときの連絡先は、生涯学習課の人間の携帯、それ、教える形で対応するしかないですよ。学校の先生が、もう完璧にいないので。

○教育長（海老澤 勤君） 利用団体に体育館の鍵を渡しているの。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 鍵の管理者というのは、さきほどご説明したとおりです。

○教育長（海老澤 勤君） 別にいるわけね。そこへ借りに行って返すという形で。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） はい。それで、日誌をちゃんと書いて返すというのが、今までどおりではいるのですが、それに加えて週1回ずつ、ワイワイくらぶの方をお願いして、管理のほうというか、お願いをしていると。

○教育長（海老澤 勤君） 私の経験で、取手のこういう体育施設の開放なんかは、利用団体が合鍵を持っているなんていうのもありましたよね。利用者が使い勝手がいいという形で進めていきたいと。文小、文間小については暫定的な、新年度と次の年、2年間の暫定という形で持っていきたいと思います。

○委員（石井 豊君） 今までは、巻島委員言ったように、学校の先生いたから、見回ってもらったというのは、今後、誰もいないから、大きな事故はないにしても、例えば電気のつけっ放しとか、水道出しっ放し、それが旗日の前の日なんか使っていると、ずっと流しっ放しで、それが1週間に1回行ったときだと、1週間流しっ放しになっちゃうので、その辺のところ。人的被害なければ、一番大きいのはそこなのですけれども、そういった細かいところもあろうかと思うので、その辺のところも注意しながら。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 今言われたことに関しては、本当にお願ひするしかないところで、それはあり得ますよね。普通、学校ですと、月曜、みんな来ますから、そのとき、水、出しっ放しとか気づくのですけれども、1週間に1回ですので、1週間、水出しっ放しということもあり得なくもなくなっちゃうので、それはお願いして。そういうことが懸念されるのですけれども。

○委員（石井 豊君） 文間小学校であれば、教育委員会がそちら行くので、ちょこっとしたときに見に行ける可能性あるのですけれども、文小なんかは、まるっきりそういうがあるので、各団体にしっかりチェック機能働いてもらうしかないのかなと思うのですけれども。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 団体も長年使っている、優良とってはあれなんです、そういう方々なので、ないのをお願いたい。

○委員（巻島 久君） 制度が今までと変わったので、特にそこは気をつけてくださいというふうにご利用団体に最初、説明するような場が、もしあるとしたら、そこをかなり強調して、特に具体的に、今出たように電気と水道ぐらいのつけっ放しとか、一番考えられるのは、トイレの電気の消し忘れ。体育館、室内灯、水銀灯とか、ああいうのの消し忘れは少ないと思うのですけれども。

たまに私、学校に行ったときに、体育館のトイレの中の電気がつけっ放しだというのがあったり。今の時代、吸い殻がいっぱいあって困ったとか、そういうのは一回もなかったですけれども、蛇口の閉め忘れとか、電気の消し忘れですよ。

その辺が、前も言いましたけれども、例えば有料なんかにすると、金払っているのだから

しっかりやらなくちゃとか、責任もとか、もったいないのだからちゃんと、きちんととあるけれども、今までどおりお金も取らないし、利用団体も変わらないなんていうときに、今まで何もなかったから大丈夫だろうじゃなくて、環境が変わるので、何か特に、見回る日を月曜日にしてもらおうとか、工夫できる場所があればと思ったので。

○教育長（海老澤 勤君） 何かありますか。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） 分かりました。その辺は、会議等、いろいろな場面で周知していきながら。

○生涯学習課長（桜井保夫君） 今、チェック表あるのですけれども、もっとより細かくするとか、いろいろ、そこら辺、やっていきたいなど。

○委員（石井 豊君） もしあれだったら、1人じゃなく複数で確認してもらうような形で、1人に押しつけるのではなくて。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 一つ確認し忘れたのですが、利用登録申請ということで、団体登録されると思うのですが、この様式第1号の下に添付書類として、構成員の氏名、住所、電話一覧と書いてあるのですが、第3条の3号に、成人の責任者を有する団体ということで、多分、少年も入ってくるのかなと思ったので。この一覧というのは、例えば小中学校施設の規則にある、この一覧表はつけられないのかなと思ったので。

小中学校を使うほうでは、ナンバー、氏名、住所、年齢まで書いてある名簿があるのです。これを記入することによって、団体登録することになっているのですが、これも同じような形でフォーマットがあったほうがいいのかと思ったのですが。

○生涯学習課長補佐（古山栄一君） お渡ししてということですよ。

○委員（佐藤忠信君） これも、年齢はどこまで必要かというのは分からないのですが。見本があったほうがいいのかと思ったもので。

以上です。

○教育長（海老澤 勤君） ほかにいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） なければ、議案第26号 利根町学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第27号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱を廃止する告示について、担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第27号 利根町立小学校統合準備委員会

設置要綱を廃止する告示につきましてご説明いたします。

提案理由でございますが、利根町立小学校統合準備委員会設置要綱に規定する所掌事務が完了したため、同要綱の廃止を提案するものでございます。

附則といたしまして、この告示は、令和5年4月1日から施行するものです。

議案第27号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） これも、小学校がないから、この要綱は要らなくなるということだ
と思うのです。教えていただきたいのは、もし今後、例えば町内の、本当に子供が少なくな
って、いよいよ中学校と小学校が統合ではないのですが、このような事態があったら、こう
いうものがあるのか、それとも小中学校統合準備委員会みたいな、そういうのできるのか。
先のことなので、好奇心というか、そういう場合、どうなるのかなと。

○教育長（海老澤 勤君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 準備委員会のほうはなくなりませんが、適正規模配置検討委
員会というのがありますので、そちらで新たに委員募集をしまして、もしそういう状態にな
った場合には、そういったお話しをすることになると考えております。

○委員（佐藤忠信君） 確かに、適正配置の委員会はあるという。分かりました。ありが
うございます。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、議案第27号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱
を廃止する告示については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第28号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてを議題とい
たします。

担当課長に説明を求めます。

〔「非公開」により省略〕

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、議案第28号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱

についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第 29 号 利根町立小学校廃止・設置届の提出についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第 29 号 利根町立小学校廃止・設置届の提出につきまして、ご説明いたします。

提案理由でございますが、教育機関の設置または廃止について、利根町教育委員会事務委
任規則第 2 条第 4 号の規定により、教育委員会の議決を得るため提案するものです。

こちらにつきましては、学校教育法施行令第 25 条の規定に基づき、別紙のとおり茨城県
教育委員会宛てに届出するものです。

議案第 29 号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。ご意見、ご質問などございますか。
佐藤委員。

○委員（佐藤忠信君） 特に問題ないのですが、3 枚目の議案第 3 号で、もう既に令和 3 年
3 月 2 日提出で、町長、議長等の印鑑もらっているものなので、もうこれはいいのですが、
この別表第 1 と、その下の別表第 2、注と書いてある、ここがずれていたりすると分かりづ
らい、議案第 3 号の、もう既に承認されているものなので、今更これを直そうというあれは
ないのですが。

もし次回、これを提出するに当たって、真ん中の表のところの別表第 1 と別表第 2 がず
れているので、一瞬、何のことだろうと、こっちも分からないときがあつて、別表第 1 と第
2 をそろえて、しかも括弧で第 2 条関係って入ったほうが、より分かりやすいかと思つたの
で。細かい話ですが。

○教育長（海老澤 勤君） 中村課長。

○学校教育課長（中村寛之君） これにつきましては、おっしゃるとおりだと思います。別
表の 1、議案提出要領がありますので、その中でもそういった形でやっているものだと思
いますので、以後これについては気をつけたいと思っております。

○委員（佐藤忠信君） この表に付随するものかと思つて、何だろうと思つて、見る人が見
れば分かるのでしょけれども、すみません。

○学校教育課長（中村寛之君） ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** それでは、議案第 29 号 利根町立小学校廃止・設置届の提出についてにつきましては、原案のとおり承認いたします。

○**教育長（海老澤 勤君）** 続きまして、日程第 3, その他でございますが、何かございますでしょうか。

佐藤委員。

○**委員（佐藤忠信君）** 先ほどの議案第 28 号の学校医のところ、裏の提案理由のところの利根中学校管理規則第 26 条とあるのですが、これは一応、今見ているのですが、学校評議員の項目になっている気がしていて、こちらの学校医・学校歯科医及び薬剤師等の要綱の第 2 条では 27 条と、27 条により委嘱するとなっているのですが、これ、27 条じゃなかったのですか。

○**学校教育課長（中村寛之君）** 申し訳ないです、確認しまして。

○**委員（佐藤忠信君）** すみません。僕も、さっき言えばよかったのですが。

○**学校教育課長（中村寛之君）** ありがとうございます。間違いなく、確認いたしまして、それに合ったほうに訂正させていただきます。

○**委員（佐藤忠信君）** 保存資料としては正しいほうにお願いします。

○**教育長（海老澤 勤君）** ほかにいかがですか。

ないようでしたら、一旦ここで閉めさせていただきます。今の結果については調べたことを報告します。

これで、令和 5 年 3 月の教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 4 時 40 分閉会